

北広島市建設工事に係る現場代理人の常駐義務緩和に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、北広島市建設工事請負契約約款第10条第3項に規定する現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(常駐を要しない期間)

第2条 実質的に現場が稼働していない次の各号に掲げる期間においては、現場代理人は、現場への常駐を要しないものとする。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間
- (3) 自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事の全部の施工を一時中止している期間
- (4) ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

(兼任を認める対象工事)

第3条 次の各号に掲げる条件の全てを満たす工事については、合計で2件まで現場代理人が当該工事を兼任することができるものとする。

- (1) 本市発注工事であるもの
- (2) 次のいずれかの条件を満たす工事であるもの
 - ア 兼任する工事の請負代金額が4,000万円（建築一式工事の場合にあっては、8,000万円）未満であること。
 - イ 単価契約による建設工事であること。
 - ウ 同一敷地内で行われる工事で、両工事の監督員が特に認めた場合の工事であること。

(兼任を認める条件)

第4条 前条に定める工事において、次の各号に掲げる全ての条件を満たす場合に限り、現場代理人の兼任を認めるものとする。

- (1) 発注者との連絡体制が確保されていること。
- (2) 必ず兼任する工事のいずれかの工事に常駐していること。
- (3) 必要に応じて代行者を配置するなど、安全管理のほか現場の取締りに支障を生じさせないこと。

(兼任の解除)

第5条 現場代理人の兼任する工事において、次のいずれかに該当する場合、市は現場代理人の兼任を解除することができる。

- (1) 工事現場において事故が発生した場合
- (2) 工事現場において苦情が頻繁に発生した場合
- (3) 特別な理由がなく、工事施工中の現場のいずれにも常駐していない場合
- (4) 特別な理由がなく、工事施工中の現場に1日に1回も出向いていない場合
- (5) 現場を不在にする場合の連絡体制が監督員に通知されていない場合
- (6) 兼任する工事の手續について、虚偽があった場合
- (7) その他兼任の解除が必要となった場合

(兼任を認めない工事の明示)

第6条 第3条に該当する場合であっても、工事内容等により、現場代理人の兼任を認められないと施工担当課の長が判断した工事については、入札公告等にその旨を明示することにより、兼任の対象工事としないものとする。

(兼任の手續き)

第7条 受注者は、その受注した工事において現場代理人を兼任させようとするときは、契約担当課に「現場代理人の兼任に関する申請書」を提出するものとする。

- 2 前項の規定により申請があった場合は、契約担当課の長は、先行工事及び新規工事のそれぞれの施工担当課の長と協議し、兼任の適否を判断するものとする。
- 3 契約担当課の長は、兼任の適否を判断したときには、速やかに申請者に対し「現場代理人兼任回答書」を交付するものとする。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から適用する。